

●香川県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年7月11日
- 3 指定道路の位置 綾歌郡宇多津町大字東分字池ノ内1951-2、1953-3及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 17.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。